

高南廃校反対運動の経過と特徴

05年9月4日

高南「教育権」訴訟を支える会事務局

第1期 反対運動

2001年8月30日

2001年11月16日

統廃合案発表(高槻南と島上高校、存続島上校舎・校地)

統廃合案正式決定

(経過と運動の特徴)

1. 統廃合案については、高南には一切事前の相談も・協議もなかった。校内でも話題にもものぼっていなかった。(一部に6月くらいから噂があったという。)島上は1999年から単独校の単位制高校(センター校)の改革案を持って府教委に働きかけていた。

2. 統廃合の理由が、理由になっていない。「特色ある学校づくりが進んでいる。国際理解教育を推進し、わかりやすい授業を実践してきた」

* 府教委の教育改革プログラムで府立高校の改革のもっとも重点的な目標とされた「中退率」の問題も、高南の部活動、特に府立高校ではトップクラスといわれるスポーツ系のクラブの活動と実績は何も触れられていない。

中退率 高南 2000年度 中退率府下最小(1名)、島上(58人学区最高)

「つぶしていい学校、つぶされて歓迎する生徒や親はいない。中退率が高いとか、問題を抱えているどんな学校でもよくするように努力するのが府教委の責任。つぶすのは府教委の責任逃れ」

(部活動実績)

軟式野球大阪府大会で今夏の全国優勝チーム PL 学園を破り決勝進出を決め、準優勝を遂げた。その翌年から2回優勝。府大会優勝7回を誇っている。とりわけスポーツ関係部活動の活発さでは、硬式・軟式テニス部、バスケット・バレー・陸上・バドミントン・ラグビー・水泳・体操などの各部も近畿・大阪トップレベルの実績を誇る。サッカー部も全国高校総体出場、近畿大会優勝・準優勝の常連校として、オリンピック候補選手や全日本ユースの代表を輩出してきた。軟式テニス部は、平成2年に世界ジュニア選手権で男子が優勝の栄冠を勝ち取っています。直近の99年度も、体操では、高校総体1位(女子種目別平均台) 総合4位、(女子個人総合) 女子団体総合優勝(女子)、男子団体総合6位(男子)、府立高校大会こうしてスポーツ系では、公立においては群を抜いた存在として広く知られているのが高槻南高校なのだ。文化系部活動も、体育系に負けず劣らず活発だ。

3. 「何で、廃校にされなきゃアカン？」 - 廃校ムリムリ、高南アリアリ

連日連夜の署名運動 16 万人分以上 2 ヶ月半で。

集会やデモ行進

生徒会も、PTA も、先生たちも一体となって **生徒会の活動**

生徒会 府教委による説明会を要求、父母や同窓会に対する説明会への参加を要求。 府教委、最後まで認めず。 ゲリラ的に参加。親の署名手交に。

校長や・府教委の幹部、府教育委員の姿勢と言動

第 2 期 反対運動

2001 年 1 1 月 1 6 日

2003 年 3 月 2 8 日

高南応援団の結成と運動

廃校取消で大阪地裁に提訴

芭蕉会の結成と活動

(経過と運動の特徴)

1. 府教委や校長の干渉生徒会も PTA も、組織として運動できなくなったが、生徒会や PTA の会長や三役の中心的メンバーは、高南応援団と芭蕉会にまとまった。

2. 「廃校に反対する会」でまとまっていた先生たちも、府教委の正式決定後は、分散して、傍観する人が増えてきた。校内では、組織として、集団として支援する体制が無くなった。個人的支援に変わったが、中心メンバーは、高南応援団で活動した。

3. 高南応援団の活動 府教委に行政不服審査法に基づく「異議申し立て」(02 年 1 月)、2 月却下、市議会への要請活動～府教委の見直し決議(5 月議会で可決)、廃校取り消しを求める「つどい」の開催(3 回) 府教委行政文書の情報公開請求と非開示決定への異議申し立て 12 月府議会に、廃校取り消しの請願署名(2 週間で、約 2000 人分) 府議会、請願を審議もせず不採択、取り消し訴訟の準備(「集会」と父母の提訴賛同署名、弁護団の選任作業、学者の鑑定意見依頼活動)

4. 芭蕉会の活動

大阪弁護士会への人権救済申立(生徒 527 名) 02 年 10 月

* 弁護士会「生徒への説明会や地元の意見聴取をしていない」と認定

(04 年 3 月要望書)

高南応援団の活動に参加、廃校取り消しを訴える活動。

高南の教育や伝統を発展させようと、行事作りや部活動でがんばる。

軟式野球部は、2年続けて大阪大会優勝、全国大会へ。

第3期 反対運動

2003年3月28日

廃校取消で大阪地裁に提訴

2004年9月10日

大阪地裁不当判決、訴えを
棄却

(経過と運動の特徴)

2003年3月28日大阪地裁に提訴(生徒59名、両親の共同親権者連署121名)
廃校処分の取り消しと意見表明権と学習権の侵害による損害賠償を求めた。
常任弁護団8名(非常勤21名)

高南「教育権」訴訟を支える会の結成(03年3月21日)と活動

(生徒・父母・教職員・弁護団など)

高南応援団を更に拡大して活動。強い意志をもった個人、個人の支援中心
8回の公判に向けた裁判準備書面の作成作業支援
弁護団の奮闘

8回の裁判傍聴支援(大法廷100名規模の支援3回)、全一日の公判04・3・31
生徒の制服で大法廷を埋め尽くす。延べ4回の公判で生徒・OBが次々に
意見陳述、府教委の決定の不当性を訴える。

裁判費用のカンパ活動～約400万円かかる。

早期公正判決要請署名～11月末から12月にかけて、寒い中、JR 駅頭で。
生徒が、がんばり、1時間で700名分も集める。約1万人分。

府教委の府立高校再編整備計画の内部文書を全文入手、内部告発。全計画
判明。裁判所に証拠書証として提出。情報公開で否認していた文書を、裁判
で認めさせる。

司法当局、裁判所の不当で、異例な訴訟指揮

3月31日の全一日の法廷で、全ての証拠調べ終了後、翌日、裁判長を差し替えて(同じ裁判所内の異動)、不当判決(国民の教育権と意見表明権の否定、提訴を不適法と門前払い、内部文書に基づく具体的な証拠を不認定、04年9月10日)「生徒は黙っている」という青少年対策的な判決内容。

判決内容の問題点

「子どもの権利条約第12条は、生徒らの意見表明等の手続的権利を具体的権利として保障したのではない。」と政府見解丸写しの内容となりました。
国連子どもの権利委員会から日本政府は二度も「一般的指針ではなく、行政

決定において子どもの意見を尊重しなければならない」との勧告を受けているのに、日本の裁判所には国際条約を平然と無視する判決となった。

第4期 反対運動

04年10月24日

高南ネット（「教育行政オンブズマン－高南ネット」）結成

生徒（OB）、父母、教職員、市民が参加した民主的な教育行政実現を旨とし活動
大阪府の生徒減少期の教育条件政策 - 「充実よりリストラを」政策にストップを。
国連子ども権利委員会への訴えや大阪地裁判決の批判活動
府教委行政文書の公開請求や跡地利用の監視と提案

高南最後の卒業式～卒業生にバラ1本ずつ贈る取組と府教育長への面会・抗議

（高南運動の成果と教訓）

府教委のまやかしの教育改革と政治家との癒着談合を、内部文書を入手し、法廷で徹底的に追及、明らかにした。

生徒・父母、教職員、市民の大きな結束で、一大教育運動を作り上げ、今後の統廃合運動の発展の土台となった。全国の統廃合反対運動を励ましている。

裁判を通じて、子どもの権利条約の各条項を活用して、再編統合の学校現場における生徒に対する権利侵害の実態を、学習権や意見表明権とかかわって、具体的、事実的に即して明らかにし、権利条約の理念を発展させた。

判決を通じて、人権無視、国際基準無視のわが国における司法の限界を明らかにし、政府や司法当局のまやかしに、今後具体的な事実を持って国際批判を集中させる契機とすることができる。

情報公開審査会や大阪弁護士会などの『報告』や『要望書』で、府教委の間違った再編統合政策推進の手法に対する批判見解を獲得し、今後の、行政民主化と運動発展の基礎をつくった。

子どもの権利条約に関する文部事務次官通知（1994年5月20日）より

5. 本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ずや成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでを求めたものではないこと。

わが国の問題点：教育基本法等に、子どもの権利条約に言う教育への権利保障とし

ての学校参加制度が規定されていない。
西ドイツ諸州、フランス、イタリア、イギリスの学校参加制度

以上

子どもの権利条約条文

第 3 条 1 児童に関するすべての措置を取るにあたっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第 6 条 2 締約国は（子どもに対し）子どもの生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第 12 条 1 締結国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法及び行政上の手続きにおいて国内法の手続き規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第 13 条 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。

第 29 条 1 締約国は子どもの教育が次のことを志向すべきことについて同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発展させること。

子どもの権利条約とは？

参考資料

子どもの権利条約は、18歳未満の子どもが幸せな子ども期を過ごすためにどうしても欠くことのできない内容を「子どもの権利」として保障しています。一言で言いますと、子どもの成長発達権（＝一人ひとりの子どもがその秘めている能力を最大限に発達させ、自由で民主的な大人へと成長する権利）を保障し、それを実践するために国連や国や学校や大人がしなければならないことを、くわしく規定しているのです。

成長発達することをダメにしてしまうことから子どもは保護されなければなりません。戦争や貧困の犠牲になったり、病気や飢えにさらされたり、差別されたり、虐待

されたりしないで、健康に生きていく権利です。

また成長発達のためには、学校や保育所などの仕組みが必要です。それを国や地方自治体は社会的システムとして保障しなければなりません。家族やその代替システム、公教育システム、特別な保護を必要とする子ども（たとえば非行少年）のためのシステム等、子どもの成長発達の権利を保障するためにさまざまな施策の実践が求められます。

意見表明権とは？

子どもの権利条約にはいろんな権利が定められていますが、すべての権利の基本に座っているのは、子どもの主体的な成長発達を保障するための「意見表明権」です。これこそ子どもの権利の中核で、これなしには、「子どもの権利条約」もまったく無意味なものになってしまいます。意見とは欲求そのものです。そのもっとも大切な意味は、次の3点にあります。

(1) 人間の尊厳の保障：無視されず、顔を自分に向けてもらう人間関係の形成によって、子どもは一人の人間としての尊厳を確保できるのです。

(2) 居場所の保障：どんなことでも言える、安心と自信と自由を保障してくれる人間関係をとおしてはじめて、子どもは自律的で責任のある大人へと成長発達できるのです。

(3) 主体的な成長発達 = 自己実現の機会の保障：人間関係をとおして成長発達過程に自ら参加するから、今の人生を主体的に生きられるのです。

子どもが大人や社会や国の願望や期待に合わせて「育て上げる」のではなくて、一人ひとりの子どもがその秘めている能力を最大限に発達させ、自由で民主的な大人へと成長する」ためには、いつでも、何でも言える人間関係を形成すること = 意見 (= 欲求) 表明権が必要不可欠なのです。

大人の意見を押し付けてはいけない！

近年の少年法改悪や教育「改革」やエンゼルプラン等々を見れば明らかなように、子どものためのシステムやその内容は、「子どもの最善の利益」ではなくて、「大人や社会や国の最善の利益」に合わせてつくられています。したがって、「子どもの成長発達権」の保障に代えて、「これがあなたのためよ、これが最善の利益よ」と言いながら、実は大人や社会が子どもを支配・管理するために都合のよい「子どもの従属的な地位」を強制しているのです。まるで、本来丸く育つべきスイカに木枠をはめて四角のスイカをつくることを正当化しているようなものです。これでは、とても「一人ひとりの子どもがその秘めている能力を最大限に発達させ、自由で責任のある大人へと成長する」権利の保障という条約の最終理念を達成することはできません。そのような押し付けを排除して、子どもと子どもに直に接する大人とが自由なやりとりする中で子どもは成長発達できるのです。